

## No. 1 3 公益財団法人青森県生活衛生営業指導センター

### 1 法人の概要

(平成 24 年 6 月 1 日現在)

代表者職氏名	理事長 西村 力	県所管部課名	健康福祉部保健衛生課
設立年月日	昭和 58 年 3 月 30 日	基本財産	5,160 千円
主な出資者等の構成 (出資等比率順位順)	氏名・名称	金額	出資等比率
	青森県	1,500 千円	29.1%
	青森県理容生活衛生同業組合	445 千円	8.6%
	青森県美容業生活衛生同業組合	384 千円	7.4%
	青森県社交飲食業生活衛生同業組合	350 千円	6.8%
	青森県料理飲食業生活衛生同業組合	310 千円	6.0%
	青森県旅館ホテル生活衛生同業組合	286 千円	5.5%
	青森県すし業生活衛生同業組合	247 千円	4.8%
	青森県公衆浴場業生活衛生同業組合	238 千円	4.6%
	青森県クリーニング生活衛生同業組合	237 千円	4.6%
	青森県食肉生活衛生同業組合	234 千円	4.5%
組織構成	区分	人数	うち常勤
	理事	8 名	0 名
	監事	2 名	0 名
	職員	4 名	3 名
業務内容	理・美容業、クリーニング業等の生活衛生関係営業に関する衛生施設の維持及び改善向上並びに経営健全化についての相談と指導、同営業に関する利用者の苦情処理及び苦情に関する営業者又は生活衛生同業組合の指導等		
経営状況 (平成 23 年度)	経常収益	23,893 千円	(その他参考) 県からの補助金 20,476 千円
	経常費用	23,406 千円	
	当期経常増減額	487 千円	
	当期一般正味財産増減額	487 千円	

### 2 沿革

理・美容業、クリーニング業、旅館業、公衆浴場業、飲食店営業等の生活衛生関係営業は、それぞれ個別の業法によって主に公衆衛生の見地から特別の衛生指導が行われている。生活衛生関係営業の多くは経営基盤の脆弱な中小零細企業であり、過当競争によって正常な経営が阻害され衛生水準の低下が憂慮されたため、昭和 32 年に制定された「生活衛生関係営業の適正化及び振興に関する法律」(以下「生衛法」という。)に基づき、生活衛生同業組合の設立促進に努め、これらの組合を通じて営業者の自主的活動の促進を図ってきたが、生活衛生関係営業を取り巻く環境の変化を踏まえ、生活衛生関係営業の振興及び経営の安定を図るため、昭和 54 年の生衛法の改正により都道府県生活衛生営業指導センターの設立が法制化された。

本県においては、昭和 58 年に当法人が設立され、国及び県からの補助金等により、生活衛生関係営業の振興と利用者又は消費者の利益の擁護を図るため、各種事業を行っている。

なお、当法人は、平成 24 年 4 月から公益財団法人に移行した。

### 3 法人を取り巻く現状

生活衛生営業は中小零細企業が多く、また、業種ごとに組織されている生活衛生同業組合への加入率の低下や組合員の高齢化等多くの課題に直面している。

当法人は、国や県からの補助事業あるいは受託事業が主な業務となっているが、限られた予算の範囲内で効果的・効率的に事業を実施する必要がある、これまでは事業の周知に主に業種ごとに組織されている生活衛生同業組合を活用する方法をとってきた。本県の営業者を幅広く対象とした事業展開を行うためには、まずは組合への加入率向上が課題となっている。

### 4 点検評価結果

法人の経営状況、業務執行状況等について点検評価を行ったところ、特に次の点について留意する必要があると考える。

#### (1) 組合加入率向上のための取組と広報活動の充実

##### ア 県及び法人の対応

組合員数は対前年比6.8%の減少となり、その減少に歯止めがかからず、全10業種の組合加入率は12.5%にとどまっている。

組合加入への支援として、県では、厚生労働省からの通知を受け、新規開業申請時に営業者等に対して組合への加入等に関する情報提供を積極的に行っている。

また、当法人においても、新たにリーフレットを作成し、保健所窓口や日本政策金融公庫等関係機関での配布を依頼している。

今後も、各種事業について広く情報提供し、生活衛生関係営業の活性化を図っていく。

##### イ 委員会の意見等

組合への加入、非加入は各営業者の任意であるが、業種によるばらつきはあるものの組合への未加入者が多い現状では、事業効果が十分に発揮されているとは言い難いことから、引き続き加入率向上のための取組が必要と考える。

また、未加入営業者や利用者・消費者に対する周知を図るため、当法人のホームページの充実等、広報活動の一層の充実に努めていただきたい。

(参考)「平成24年度青森県公社等経営評価シート」の点検結果

マネジメント

(1) 経営理念、中期経営計画

評価項目	公社等評価	所管課評価	委員会評価
平成23年度に掲げた経営者の経営目標の達成状況について (評価 : 目標どおり(目標以上)に達成している。 : 概ね目標どおり達成している。 : 目標を達成していない。)			
実績との比較を踏まえた中期経営計画全般の達成状況について (評価 : 計画どおりである。 : 概ね計画どおりである。 : 計画と乖離が生じている。)			

(2) 提言への対応状況

評価項目	公社等評価	所管課評価	委員会評価
青森県公社等点検評価委員会の提言への対応状況について (評価 : 十分に対応している。 : 十分に対応している項目が多い。 : 十分に対応していない項目が多い。)			

(3) 事業内容等

評価項目	公社等評価	所管課評価	委員会評価
経営環境の変化に対応するため、事業内容の見直しを行っており、実施している事業の内容(事業実施手法を含む。)や規模は、費用対効果、社会的要請からみて適切である。 (評価 : 適切である。 : 概ね適切である : 改善する余地が多い。)			
平成23年度の主な事業に係る目標の達成状況について (評価 : 目標どおり(目標以上)に達成した。 : 概ね目標どおり達成した。 : 目標を達成していない。(達成していない項目が多い。))			

(4) 組織体制等

評価項目	公社等評価	所管課評価	委員会評価
効率的な業務運営、内部統制の充実を図る観点から、人員体制の見直しを行っているほか、県派遣職員の順次引揚げを行うなど、自立的な業務運営が図られている。 (評価 : 十分に対応している。 : 概ね対応している。 : 改善する余地が多い。)			
経営状況及び業務量から勘案して、常勤役職員の数は、妥当である。 (評価 : 妥当である。 : 概ね妥当である。 : 過不足を生じている。)			
経営状況及び業務内容を勘案して、常勤役員及びプロパー職員の給与は、妥当である。 (評価 : 妥当である。 : 概ね妥当である。 : 改善の余地が多い。)			

財務

評価項目	公社等評価	所管課評価	委員会評価
収入の確保、経費の削減が図られており、損益の状況は良好である。 (評価 : 良好である。 : 概ね良好である。 : 改善を要する。)			
資産の償却、各種引当などを適切に行っており、正味財産(資本)は増加傾向である。 (評価 : 2期連続して増加している。 前期より増加している。 : 前期より減少している。)			
滞留債権(3ヶ月以上延滞している債権)は発生・増加していない。 (評価 : 発生していない。または、前期より減少している。 前期より増加している。)	-	-	
自立経営に向けて、運営費や人件費に対する補助金、無利子借入金及び施設使用料の免除といった経営支援的な補助金等を受け入れていない。または、経営支援的な補助金等の額は、前期に比べ低下している。 (評価 : 受け入れていない。または、低下している。 : 増加している。)			

点検結果

: 概ね妥当  
: 要改善

--